

告 示

埼玉県選管告示第十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和二年三月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人社団 幸悠久 所沢慈光病院	埼玉県所沢市北中 一丁目二百二十八番地